

●木橋診断士講習会および試験のご案内

この度、下記の要領で2020年度の木橋診断士講習会を開催します。

橋梁の長寿命化のための点検・診断は木橋でも例外なく必須となっています。ただし、木橋の診断は木材の特性を踏まえた上で行われる必要があります。このことが鋼橋やコンクリート橋の診断と大きく異なります。木橋技術協会では、このような木橋の診断技術の向上のために1999年、2009年に木橋点検マニュアルを策定し、木橋点検士を養成して木橋点検のレベルアップに寄与してきました。2018年には道路橋点検要領に準拠した木橋点検要領(案)を策定し、木橋点検士を木橋診断士に変更して、さらなるレベルアップに取り組んでいます。

木橋診断士の取得を希望される方は、本講習会の受講が必要です。また木橋診断士(点検士)の有効期間満了で継続を希望される方も受講が必要です。木橋診断士の取得を希望されない方の受講のみも可能です。受講ご希望の方は申込書および必要に応じて添付資料を事務局宛にメール添付でお送りください。受付確認メールをお送りします。なお、1週間が経過しても届かない場合は、恐れいりますがお問い合わせください。

申し込み書(excel)をダウンロードして入力の上、事務局までメールでお送りください。

講習会

日時:2020年4月11日(土) 受付 9:30~10:00

講習・試験 10:00~16:30

場所:東京都台東区東上野 3-18-6 第一吉沢ビル

TKP 上野駅前ビジネスセンター カンファレンスルーム 3A

内容:

橋梁について~鋼橋・コンクリート橋と木橋

橋梁点検の重要性

木材について~構造材としての性能と留意点

木橋点検要領(案)と点検の実際

※内容は一部変更となる場合があります。

受付期間:2020年1月27日~2020年2月29日

定員:60名(申込多数の場合は、受付終了後抽選となります。)

受講料(診断士取得):15,000円(1種会員所属の方は10,000円)

受講のみ:10,000円

※木橋診断士の取得・更新を希望される方には、講習会終了後に試験を実施します。その結果により取得や更新ができない場合があります。

※資格を取得・更新できない場合や当日受講しない場合でも、受講料の返金はいたしません。

※受講できる方には、当協会よりお知らせメールをお送りいたします。(3月初旬)

受講料は3月末日までに振り込んでください。振り込みがない場合、受講はできません。振込先等は後日お知らせします。

●木橋診断士の取得について

木橋診断士を取得するには、毎年 4 月に開催される木橋診断士講習会を受講し、試験に合格する必要があります。受験資格は、以下のいずれかに該当される方です。

1. すでに木橋診断士(点検士・監理士)を取得している方または過去に取得していた方
2. 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」に記載がある資格を取得している方
3. (公社)日本木材保存協会が認定する木材劣化診断士を取得している方
4. 橋梁または大規模木造構造物に関わった経験が 5 年以上の方

木橋診断士の有効期間は、受講後の 6 月 1 日から 3 年後の 5 月 31 日までです。

年間登録料は 5,000 円です。新規取得の方は、新規登録料として 5,000 円も必要です。期限までに振り込みが確認できない場合、登録証は送付しません。なお 1 種会員所属の方は、年間登録料および新規登録料を免除します。

大まかな流れは下記になります。

4 月 11 日(土) : 木橋診断士講習会・試験受験

4 月 22 日(水) : (合格者のみ) 請求書を受領

5 月 15 日(金) : 年間登録料の振り込み期限

5 月下旬 : 木橋診断士登録証の受領

6 月 : 木橋診断士として活動(3 年後の 5 月末まで)

次年度以降も、4 月下旬に年間登録料を請求します。登録料が未納の場合は除籍とし、登録証は効力を失います。また、資格を返納するには登録証を事務局に郵送してください。事務局に届いた時点で返納を承認します。

3 年の有効期間内に講習会を受講し試験に合格しなければ、有効期間を以て登録証は効力を失います。資格を継続する場合には 3 年以内に受講してください。なお、1 年もしくは 2 年後に講習を受講することもできますが、この場合でも有効期限は 3 年後の 5 月末日です。

継続教育の観点から、木橋診断士講習会以外にも橋梁の点検・診断や木材利用工学に関する講習を受講されることをお勧めします。